

## 平成30年度畜産振興事業 第2回事業公募について

日本中央競馬会では、日本中央競馬会法第19条第4項の規定に基づき、農林水産大臣の認可を受け、本会の剰余金を活用して、畜産の振興に資することを目的とする事業に助成を行う法人に対して、資金を交付しています。

平成30年度の畜産振興事業は、先に公表したとおり、本年3月に65事業を実施事業として採択したところですが、本年7月2日から7月13日の期間において、第2回公募を開始しました。なお、募集テーマは第1回公募時と同様としたものの、年度途中から事業が開始されることから、応募事業については「平成30年度中に緊急的に実施する必要がある事業」と限定しました。

応募事業について外部有識者から成る審査委員会が審査を行った結果、別紙の事業が実施事業として採択されました。

採択事業の実施主体に対しては、本会より畜産振興事業資金の交付を受けた公益財団法人全国競馬・畜産振興会より助成が行われます。

・日本中央競馬会法（昭和29年7月1日 法律第205号）（抄）

### 第19条第4項

競馬会は、第1項及び第2項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、次に掲げる事業（第36条第1項において「畜産振興事業等」という。）であつて農林水産省令で定めるものについて助成することを業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付する業務（これに附随する業務を含む。）を行うことができる。

- (1) 畜産の経営又は技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業
- (2) 農村地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備その他の営農環境の確保を図るための事業又は農林畜水産業に関する研究開発に係る事業であつて畜産の振興に資すると認められるもの

## みつばち腐蛆病予防薬活用等調査研究事業

### (1) 事業の概要

我が国のみつばちの飼養実態について養蜂家への聞き取り調査を行うとともに、平成29年9月に新たに承認されたみつばち腐蛆病予防薬の成分であるタイロシンのはちみつへの移行等に関する調査を行い、我が国のみつばちの飼養実態に即した使用方法の策定やはちみつ中の残留基準を見直す上で必要となる科学的な知見を得る。

### (2) 事業内容

#### ① みつばち飼養実態及びみつばち腐蛆病予防薬使用実態調査

タイロシンを投与した養蜂家におけるみつばちの飼養実態について聞き取りを行い、投与後に得られるはちみつへの残留濃度とみつばちの飼養方法、タイロシンの投与方法、捨て蜜の実施方法との相関を調査するとともに、基準値を超えるタイロシンをはちみつ中に残留させないためのタイロシンの使用に当たっての留意事項を検討し、取りまとめる。

#### ② みつばち腐蛆病予防薬残留等調査研究事業

我が国の一般的な採蜜シーズン（3月～6月）に向けて定められた用法及び用量どおりにタイロシンを使用した場合はちみつへの残留について、採蜜シーズンを通じて調査を行い、我が国のみつばちの飼養実態に即したはちみつ中のタイロシンの残留基準値のあり方の検討等に必要なデータの収集と分析を行う。

### (3) 事業実施主体

- 一般社団法人 日本養蜂協会
- 一般財団法人 生物科学安全研究所

### (4) 事業実施期間

平成30年度から2年間以内

### (5) 交付限度額

76,924千円